

平成20年8月8日

三重県環境森林部 御中

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
経済産業省製造産業局化学課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

空間放射線量率の自主基準を超過して廃棄物処分場に搬入及び  
処分されたアイアンクレーについて

チタン鉱石問題については、平成3年6月6日に当時の関係4省庁により取りまとめられた「チタン鉱石問題に関する対応方針」等に基づき、国、関係地方公共団体及びチタン製造業者が、必要な対応を行ってきたところである。しかし、本年5月14日に石原産業株式会社が発表した「コンプライアンス総点検の結果」等において、当該対応方針及び空間放射線量率の自主基準を超過したアイアンクレーが、廃棄物処分場に搬入及び処分されたことが明らかになった。このことを受け、今回、三重県から相談があったことから、以下のとおり技術的な助言を行う。

- (1) 空間放射線量率自主基準を超過して廃棄物処分場に搬入及び処分されたアイアンクレー（以下、「アイアンクレー」という。）の処理に関し、第一義的に責任を有するのは石原産業株式会社であることを踏まえ、三重県は、石原産業株式会社に対して、アイアンクレーの実態を把握（廃棄した量と場所の特定及び原因究明）し、安全性を立証するとともに、県・住民等への説明責任を果たすよう指導すべきであること。
- (2) 三重県は、(1)の指導による石原産業株式会社の取組に対して、アイアンクレーの現在及び将来の人体や周辺環境等に関する安全性が担保されているかを評価すべきであること。
- (3) なお、(2)の評価に当たって、例えば、分析専門機関に対して環境放射能分析の協力を求めるとともに、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」(平成3年5月30日 科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会)等を参考とすることが有効であること。その際、学識経験者等の第三者に意見を求めることも考えられること。
- (4) 三重県は、(2)の評価の結果を踏まえ、石原産業株式会社取るべき措置等を指導すること。